



[様式第3号]

資料提供年月日	令和4年11月8日	
問い合わせ先	課名	教育委員会教職員課
	電話	直通 803-1586 内線 3831
担当者	職名・氏名	課長・斎藤 靖
	職名・氏名	課長補佐・高井紀行

広 報 連 絡

< レク付資料提供 >

1 件 名 岡山市立学校教職員の懲戒等について

2 処分年月日 令和4年11月8日付

3 処分内容

標記の件について、令和4年11月8日（火）開催の11月教育委員会臨時会において、次のとおり決定したので、お知らせします。

(1) 該当者・処分内容・処分事由

岡山市立学校 講師 20代 男性

○処分内容 免職

○処分事由 令和4年9月上旬から10月下旬にかけ、保護者から集金した学年集金を5回に分け合計63万7,300円を着服した。

この職員に対する監督責任等により、校長を戒告、教諭（学年主任）1人を文書訓告とした。

(2) 局長級職員1人、部長級職員1人を口頭嚴重注意とした。

【事案の概要】

当該講師は、令和4年9月上旬から令和4年10月下旬にかけ、5回に分けて学年集金合計63万7,300円を着服した。

学年集金を着服することは犯罪であるとの自覚がありながら、自身の借金の返済やギャンブルに使用するなどの目的から、犯罪行為を繰り返し行ったものである。

【教育長コメント】

教育関係者が、総力を挙げて不祥事の根絶に取り組んでいる中、懲戒処分を行うこととなったということを非常に重く受け止めております。まことに申し訳ございません。

今後、教職員に対する服務規律の徹底及び不祥事の再発防止に向けてより一層強力に取り組む、教育に対する信頼回復に努めてまいります。

令和4年11月8日

岡山市教育委員会教育長 三宅 泰司